

○気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について

津市立藤水小学校

	【１】 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または台風接近に伴う大雨警報・洪水警報が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合	【２】 大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または 大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合
始 業 前	① 午前６時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、給食を中止します。 ② 午前７時においても警報が解除されない場合は、休校とします。 ③ 午前７時までに警報が解除された場合は、解除後２時間以上の余裕をもって登校してください。 ただし、午前６時以降、午前７時までに警報が解除された場合は、給食を実施せず午前中の授業とします。 《警報が解除されても、通学路が危険な場合や、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください》	通常どおり授業を実施します。 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。
登 下 校 時	① 校内にいる児童生徒を安全な場所で待機させ、以降は在校時と同じ対応となります。 ② 職員が校区巡視を行い、登下校中の児童生徒を帰宅させる、そのまま登校させる、安全な場所に避難誘導する等安全確保を行います。（登校時は職員が出勤次第、校区巡視を行います）	通常どおりの登下校とします。
在 校 時	（早めの登校や下校後の活動等で一部の児童生徒が在校している場合も同じ対応となります） ① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童生徒を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合には、保護者と連絡を取りながら引き続き学校において保護します。 ④ 児童生徒を下校させる場合は、保護者と連絡を取りながら、以下の措置を状況により判断します。 ア．通常の下校 イ．教職員の引率による集団下校 ウ．保護者の出迎えまで学校で保護 エ．保護者の出迎え、通学路途中の保護者への引き渡し、地域等から協力を得た見守り等での下校	通常どおり授業を継続します。 始業前・登下校時・在校時 いずれの場合にも、各学校、地域の状況により危険が 予見された場合は、その段階で学校長の判断のもと、 保護者と連絡を取りながら適切な措置を講じます。

- ※ 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について
- １．台風が低気圧に変わった後に、大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
 - ２．「台風に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまでは、休校等の措置を継続します。
- ※ 学校からの連絡について
- 学校からの連絡は、緊急時連絡方法（メール配信、緊急電話連絡網等）で行いますが、状況により、災害伝言ダイヤル（１７１）を使用します。
- ※ 登校途中で警報等が発表された場合は・・・
- １．登校中
安全に注意して帰宅しますが、その場の状況や時刻によっては、そのまま登校してください。学校で通学路の安全確認をしてから帰宅をさせたり、お迎えをお願いする場合があります。
 - ２．下校中
安全に注意して帰宅しますが、その場の状況や時刻によっては、再び学校へ戻し、待機させることがあります。学校で通学路の安全確認をしてから帰宅をさせたり、お迎えをお願いする場合があります。
- ※ 警報等が発表されていない場合でも・・・
- １．河川の氾濫や浸水により、登校することが危険と判断された場合は、自宅待機をさせてください。なお、この場合には、必ず学校へ連絡してください。
 - ２．上記と同様の場合で、学校が危険と判断した場合は、警報・注意報が発表された場合に準じた措置を講じます。
- ※ 非常時には・・・
- １．自宅周辺および通学路等、地域で危険箇所にお気づきの場合は、学校までお知らせください。
 - ２．気象情報は、テレビ・ラジオ等から得てください。学校からの連絡は行いません。
 - ３．非常時は、学校の電話回線が保護者や地域組織との連絡への連絡で混雑が予想されますので、個々のお問い合わせはご遠慮ください。